新潟県県営土地改良事業等換地業務処理要綱の制定について（通知）

農整第 701 号　昭和 62 年　2 月 25 日
農整第 184 号　平成　7 年　7 月　3 日
農整第 204 号　平成　8 年　9 月 10 日
農整第　57　号　平成 14 年　4 月　1 日
農整第 222 号　平成 21 年　3 月　2 日
農整第　3　号　平成 26 年　4 月　1 日
農整第　2　号　平成 28 年　4 月　1 日
最終改正　農整第 234 号　令和　8 年 10 月　9 日

農 地 事 務 所 長　様
佐 渡 地 域 振 興 局 長　様
安塚地区振興事務所長　様

農　地　部　長

県営土地改良事業等の換地業務を円滑に推進するため、別紙のとおり新潟県県営土地改良事業等換地業務処理要綱を定めたので、実施に当たって遺憾のないようにしてください。

なお、これに伴い新潟県営換地処分実施要領（昭和 44 年）は廃止しますが、新要綱の施行までの間は、従前の例により処理することとします。

おって、管内の土地改良事業団体には貴職から通知してください。

別紙

新潟県県営土地改良事業等換地業務処理要綱

第１　趣旨

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号。以下「法」という。）に基づき県が行う土地改良事業に伴う換地業務については、法令の定めるもののほか、この要綱により処理するものとする。

第２　採択前に行う換地業務

１　土地改良事業の施行申請を予定している地区にあっては、原則として採択予定前年度までに経営体育成促進換地等調整事業実施要領（平成６年６月 23 日付け６構改Ｂ第 637 号農林水産省構造改善局長通知）に定める事業を実施することとする。

地域振興局長はこの事業の実施について、関係団体と調整をすることとする。

２　県は、前項の事業の実施に要する経費につき、新潟県補助金等交付規則（昭和 32 年新潟県規則第７号）、新潟県団体営土地改良事業補助金交付要綱（昭和 32 年３月 20 日制定）及び新潟県農山漁村活性化プロジェクト支援交付金交付要綱（平成 19 年８月１日地農第 305 号）により、市町村又は土地改良区に助成するものとする。

第３　換地業務の委託

１　県は採択後の換地業務のうち、必要によりその一部を委託して行うこととする。

委託先の決定に当たっては、換地業務は複数年を要し、かつ個人の財産及び情報を取り扱うものであり、委託先には継続性、公平性及び信頼性が求められることから「市町村」「地元土地改良区」「新潟県土地改良事業団体連合会」のいずれかとし、新規に採択された地区については原則として以下の手順で決定することとする。

(1) 第２の業務の成果を有効に活用するために、第２の業務の事業主体とする。

(2) 第２の業務を実施していない場合、又は (1) の者が市町村であって土地改良換地士の配置状況等により換地業務を行うことが困難な場合は、地元土地改良区とする。

(3) (2) によることも困難な場合は、新潟県土地改良事業団体連合会とする。

２　前項の委託に際しては、別途委託契約を締結して行うものとし、委託業務の内容は、別に定める新潟県換地委託業務仕様書（平成９年１月６日農整第 338 号）によることとする。

３　前項の委託契約の締結は、新潟県財務規則（昭和 57 年新潟県規則第 10 号）の定めにより行うものとする。

４　委託に要する経費は、原則として「換地業務の経費算定について」（令和８年３月 31 日付け７農振第 3010 号農林水産省農村振興局整備部長通知）及び「換地を伴う土地改良事業の確定測量業務に係る経費算定基準について」（平成 14 年３月 25 日付け農林水産省農村振興局計画部長、同整備部長連名通知）により算定した額の範囲内とする。

第４　換地業務の地域振興局長への委任

１　県が直接実施する業務について、その一部は新潟県事務委任規則（昭和 35 年新潟県

規則第９号）により地域振興局長が実施するものとする。

２　前項の取扱いについては、別に定めるものとする。

第５　換地業務の実施区分

換地業務の実施区分は別表のとおりとする。

第６　国営土地改良事業の換地業務

国が行う土地改良事業に係る換地業務（採択前に実施する換地業務を含む。）について県が委託を受けた場合は、第３（第４項を除く。）及び第４の規定に準じて処理するものとし、委託費の額については、国の決定した額によるものとする。